老朽化している設備を改修するなど、安全確保や教員の負担軽減に関する項目

施設・設備の改修については、毎年、学校から提出される「施設整備計画」に基づいて、学校と協議しながら進めている。

特に緊急性の高いものについては優先的に対応するなど、限られた予算の範囲内ではありますが、今後とも迅速な対応に努めていく。

なお、中津支援学校の多目的ホールの電動ステージについては、学校と調整を進めた結果、学校において専門業者に委託し、保守点検を行っている。

備品の更新につきましては、従前から学校の実情、実態に即した配分に努めてきたところ。

厳しい財政状況の中ではありますが、今後とも必要な予算の確保に努めていきたい。

施設の雨漏りがひどく、天井・壁がもろくなり危険となっている箇所に対する措置に関する項目

府有施設の老朽化対策については、平成２７年１１月に策定されました「大阪府ファシリティマネジメント基本方針（公共施設等総合管理計画）」に基づいて実施していくことになり、府立学校についても、基本的にはこの基本方針に従って、対応することになる。

今後、計画的な改修（予防保全）を実施するため、学校施設の点検・劣化度調査を行い、平成２８年度から概ね３年間で調査結果をとりまとめ、この調査結果を踏まえ、中長期保全計画及び修繕実施計画を策定し、これを基に老朽化対策を実施していく。

なお、これまで同様、老朽化したエレベーターの更新、事故防止対策としての緊急改修、雨漏り等の事後改修は引き続き実施していく。

「学校給食事業における労働災害の防止について」（基発第２５７号平成6年4月21日）の別添１「学校給食事業における安全衛生管理要綱」に基づく施設整備に関する項目

府立支援学校の給食調理場の施設整備については、毎年実施している各学校への巡回指導の際や、学校からの要望に基づき、衛生面での必要性などを考慮し、緊急性の高いものから順次、改修等を実施しているところ。

府の財政状況は依然として厳しい状況ですが、学校給食の円滑な運営が行われるよう、関係課とも協議を行いながら、環境整備の充実に努めていきたいと考えている。

支援学校の過密化による業務負担に関する項目

守口支援学校の児童生徒増加に対応するため、平成23年度に通学区域割りを変更し、守口支援学校高等部の通学区域を守口市のみとして、門真市の高等部段階の生徒は寝屋川支援学校に進学することとしている。

守口支援学校の肢体不自由児童・生徒の緊急時の避難については、消防署と相談のうえ、火災の場合には、火災が発生していない棟のエレベーターを使用して避難し、地震等でエレベーターが動かない場合やエレベーターの使用が危険と判断される場合は、安全確認のうえ、購入済みの簡易担架により搬送することで対応すると伺っている。

教職員の配置については、守口支援学校を含め、学校教育法施行規則及び公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（標準法）等に基づき実施している。

学級編制については、学校から児童生徒の状況を聞き、重複障がいの認定など適切な学級設置につとめている。

今年度開校した枚方支援学校には、平成２７年１０月１日現在、３２３名の児童生徒が在籍しており、次年度は４０名程度増加すると学校から聞いている。

今後の対応については、学校からの要望や児童生徒の実態を踏まえ、関係課とも連携し、教育活動に必要な教室の整備等に努めていく。

和泉支援学校には、平成２７年１０月１日現在、３１３人の児童生徒が在籍している。次年度は２０～３０人程度増加する可能性があると学校から聞いており、教室の使用状況も含めて、状況の把握に努めている。

また、児童生徒数の増加により、次年度の教室不足が見込まれる学校に対しては、学校からの要望や児童生徒の実態を踏まえ、関係課とも連携し、既設校舎の一部について教室改修を行うなど、教育活動に必要な教室の整備等を行っている。

今後とも、学校長を通じて学校の要望や意見を聞き取るとともに、児童生徒数の推移を注視しながら、関係課と連携し、必要な対応について検討していく。

事務所衛生基準規則を踏まえた職場環境整備に関する項目

府立支援学校においては、児童生徒の増加やそれに伴う教職員増に対応するために、これまでも分校開校や新校整備をはじめとして、必要に応じて、校舎の改築や耐震工事などによる教育環境の整備を行ってきたところ。

今後の教育環境の整備につきましても、学校長を通じ、ご意見をお聞きし必要な対応を行っていく。

なお、平成28年4月の大阪市立特別支援学校12校を大阪府に移管することに伴い、今後、大阪市域を含む府内全域の支援学校における、知的障がい児童生徒数の推計を行い、今後の支援教育施策のあり方を検討する予定。

学級編成の運用を改善するなど、教職員の負担軽減に関する項目

学級編制につきましては、学校教育法施行規則及び公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（標準法）等に基づき実施している。

公立の特別支援学校の小・中学部は、標準法において1学級は６人、重複学級は３人を標準として都道府県の教育委員会が定めるとあり、重複学級については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令」第１条に基づき、小学部又は中学部の重複障がい学級に編制する２以上の学年の児童又は生徒の数の合計数が３人以下である場合に１学級に編制している。

高等部に関しては「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」において1学級８人、重複学級３人を標準とするとあります。重複学級については、学部を基本として複式学級にて編制を行っている。

 幼稚部・高等部の重複学級及び訪問学級の複式学級については、解消することは困難ですが、学校の状況を十分把握したうえで、適切な学級編制に努めていく。